

証券コード 3382
平成26年 4 月 30 日

株 主 各 位

東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社
セブン&アイ・ホールディングス
代表取締役社長 村 田 紀 敏

第 9 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第 9 回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって、議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、平成26年 5 月 21 日（水曜日）午後 5 時 30 分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

後記の「電磁的方法による議決権行使のご案内」（54 頁から 55 頁）をご参照のうえ、上記行使期限までに電磁的方法により議決権をご行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年 5 月 22 日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区二番町 8 番地 8 当社本店 1 階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第 9 期（平成25年 3 月 1 日から平成26年 2 月 28 日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第 9 期（平成25年 3 月 1 日から平成26年 2 月 28 日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役14名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 当社執行役員ならびに当社子会社の取締役および執行役員に対する株式報酬型
ストック・オプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に
委任する件 |

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面と電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。また、電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (2) 議決権行使書用紙において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.7andi.com/ir/stocks/general.html>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載いたしておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本定時株主総会招集ご通知の添付書類記載のもののほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております連結注記表および個別注記表も含まれております。
 - ・株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.7andi.com/st.html>）に掲載させていただきます。

添 付 書 類

事 業 報 告（平成25年3月1日から 平成26年2月28日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における小売業を取り巻く経済環境は、政府の景気対策等により回復の動きがみられたものの、個人消費におきましては食料品や生活用品等の日常的な消費に関して引き続き楽観視できない状況で推移いたしました。

このような環境の中、当社グループは「変化への対応と基本の徹底」をスローガンに、既存事業の更なる強化と新たな事業展開に向けた取り組みを推進いたしました。

既存事業の更なる強化につきましては、差別化商品の開発に加え、接客の強化にも取り組みました。さらに、グループシナジー効果の最大化に向け、グループのプライベートブランド商品「セブンプレミアム」のリニューアルを推進するとともに、専門店、繁盛店と同等以上の品質を追求した「セブンゴールド」の開発および販売にも注力いたしました。特に「セブンゴールド」の「金の食パン」は、年間で3,000万食を超える販売となるなど、お客様から高いご支持をいただきました。これらの結果、当連結会計年度における「セブンプレミアム」の売上高は6,700億円（前年度比36.7%増）にまで拡大し、期初計画の6,500億円を上回りました。なお、グループ各社のオリジナル商品を含めた売上高は2兆4,000億円（同17.8%増）となりました。

また、当社は当連結会計年度下期より、グループにおけるリアル店舗とネットをシームレスに連携させながらお客様にアプローチしていくオムニチャネル戦略に向けた取り組みを開始いたしました。当社グループは国内で約18,000店の店舗ネットワークを持ち、コンビニエンスストア、総合スーパー、食品スーパーマーケット、百貨店、専門店、レストランなど様々な業態を擁しております。これらの店舗とネットを融合させることで、「いつでも」「どこでも」様々な商品やサービスを提供していくことにより今後の更なる成長を目指してまいります。当連結会計年度下期においては、オムニチャネルに必要なインフラやグループとして提供すべきサービス機能などの洗い出しを行いました。また、当社グループにおけるオムニチャネル戦略推進の中心的役割を担う会社を明確にするとともに当該戦略を強力に推進するべく、平成26年3月1日を効力発生日として株式会社セブン&アイ・ネットメディアを存続会社とし、株式会社セブンネットショッピングを消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。

新たな事業展開に向けた取り組みにつきましては、グループの企業価値を一層高めるため、以下のとおり資本業務提携をいたしました。

平成25年7月、株式会社イトーヨーカ堂は北海道地区での食品小売分野の事業基盤強化を図るため、帯広市を中心として地域に密着した食品スーパーマーケットを展開している株式会社ダイイチとの業務・資本提携をいたしました。さらに、同年12月には株式会社イトーヨーカ堂が岡山県・広島県において総合スーパーおよび食品スーパーマーケットを展開している株式会社天満屋ストアとの資本提携に合意し、平成26年1月に株式を取得いたしました。これらの結果、両社は当社の持分法適用関連会社となりました。

平成25年12月、当社および株式会社セブン&アイ・ネットメディアが株式会社ニッセンホールディングスと資本業務提携に合意いたしました。株式会社セブン&アイ・ネットメディアは、平成26年1月、株式会社ニッセンホールディングスの普通株式に対する公開買付けを終了するとともに、株式会社ニッセンホールディングスによる第三者割当増資により新規発行株式を取得しました。これらの結果、株式会社ニッセンホールディングスは当社の連結子会社となりました。なお、当連結会計年度の連結決算においては、貸借対照表のみを連結しております。

また、平成25年12月、当社はファッション性の高い家具やインテリア雑貨を扱う「Francfranc」などを運営する株式会社バルスとの間で資本業務提携に合意し、平成26年1月に株式を取得いたしました。さらに、同年1月、当社は「BARNEYS NEW YORK」のオリジナルブランドと世界のデザイナーブランドで構成されるスペシャリティストアである株式会社バーニーズジャパンの株式を取得いたしました。これらにより、両社は当社の持分法適用関連会社となりました。

以上の結果、当連結会計年度における当社の連結業績は以下のとおりとなりました。

営業収益は、コンビニエンスストア事業と金融関連事業が牽引し5兆6,318億2千万円（前年度比12.8%増）となりました。営業利益は、主にコンビニエンスストア事業と金融関連事業の増益により3,396億5千9百万円（同14.9%増）、経常利益は、3,390億8千3百万円（同14.6%増）、当期純利益は、1,756億9千1百万円（同27.3%増）となり、それぞれ過去最高の数値を更新いたしました。なお、営業利益は3期連続増益となり、国内小売業では初の3,000億円を突破いたしました。

また、当連結会計年度における円安による押し上げ影響は、営業収益におきまして約3,718億円、営業利益におきまして約74億円となりました。加えて、株式会社セブン-イレブン・ジャパンと7-Eleven, Inc. におけるチェーン全店売上を含めた「グループ売上」は、9兆5,978億8千2百万円（同12.8%増）となりました。

（事業部門別の営業概況）

当連結会計年度における事業部門別の営業概況は以下のとおりです。

① コンビニエンスストア事業

コンビニエンスストア事業における営業収益は2兆5,296億9千4百万円（前年度比33.2%増）、営業利益は2,575億1千5百万円（同16.1%増）となりました。

国内事業におきましては、株式会社セブン-イレブン・ジャパンが、平成25年3月に徳島県と香川県へ出店地域を拡大するなど過去最高となる1,579店舗を出店した結果、当連結会計年度末時点の店舗数は42都道府県で16,319店舗（前年度末比1,247店舗増）となりました。また、商品面では「近くて便利」なお店の進化に向けて、お客様の求める品質とおいしさにこだわったファスト・フード商品の開発に注力するとともに、「セブンプレミアム」および「セブンゴールド」の品揃えを強化いたしました。さらに、上質なセルフ式のドリップコーヒー「SEVEN CAFÉ（セブнкаフェ）」を同年9月までに全店舗に導入し、同年1月から平成26年2月末時点の累計販売数は4億5千万杯を突破いたしました。「SEVEN CAFÉ（セブнкаフェ）」は「コンビニエンスストアでコーヒーを買う」という新たな消費行動が根付いたことが高く評価され、日本経済新聞社の「2013年日経優秀製品・サービス賞」の最優秀賞を受賞いたしました。

これらの結果、既存店売上伸び率は前年を上回って好調に推移し、平成24年8月以来19ヶ月連続でプラスとなりました。自営店と加盟店の売上を合計したチェーン全店売上は3兆7,812億6千7百万円（前年度比7.8%増）となりました。

北米事業におきましては、7-Eleven, Inc. が平成25年12月末時点でフランチャイズ店の6,219店舗（前年末比349店舗増）を含む8,292店舗（同174店舗増）を展開しております。販売面では、ファスト・フード商品やプライベートブランド商品「7-Select」の開発および販売に引き続き注力したことに加え、ノンアルコール飲料やアルコール飲料等の売上が伸長したことなどにより、当連結会計年度におけるドルベースの米国内既存店商品売上伸び率はプラスとなりました。なお、チェーン全店売上は、ガソリン売上の伸長もあり2兆6,411億8千万円（前年度比42.6%増）となりました。

中国事業におきましては、平成25年12月末時点で北京市に150店舗、天津市に56店舗、四川省成都市に79店舗を運営しております。

② スーパーストア事業

スーパーストア事業における営業収益は2兆94億9百万円（前年度比0.7%増）、営業利益は296億6千4百万円（同16.4%増）となりました。

国内の総合スーパーにおきましては、株式会社イトーヨーカ堂が当連結会計年度末時点で179店舗（前年度末比5店舗増）を運営しております。大型ショッピングセンター「Ario（ア

リオ）」の3店舗に加え、小型スーパーマーケット「食品館」を3店舗、ディスカウントストアの「ザ・プライス」を3店舗の合計9店舗を開店した一方、4店舗を閉店いたしました。販売面においては衣料品分野で、婦人ファッション「GALLORIA（ギャローリア）」等のプライベートブランド商品の開発を推進するとともに、メディアを活用したプロモーションや接客の強化に努めました。また、食品分野では、安全・安心な商品を提供するとともに、「セブンプレミアム」や上質な商品の品揃えを強化いたしました。当連結会計年度の既存店売上伸び率は天候影響や販促方法の見直しなどにより前年割れとなりましたが、値下げロスの低減やプライベートブランド商品の売上伸長に伴う荒利率の改善などにより収益性は改善いたしました。

国内の食品スーパーは、当連結会計年度末時点で株式会社ヨークベニマルが南東北および北関東地方を中心に193店舗（前年度末比9店舗増）、株式会社ヨークマートが首都圏に74店舗（同3店舗増）を運営しております。株式会社ヨークベニマルは「生活提案型食品スーパー」を目指し、生鮮食品とデリカテッセンの強化に加え、「セブンプレミアム」をはじめとする差別化商品の開発を推進した結果、既存店売上伸び率は前年を上回りました。また、子会社の株式会社ライフフーズにおいて新工場が平成25年3月より稼動し、即食・簡便のニーズが高まる中、様々な生活シーンに応じた惣菜のメニュー提案を強化いたしました。

国内でベビー・マタニティ用品を販売する株式会社赤ちゃん本舗は、当連結会計年度末時点で93店舗（前年度末比1店舗増）を運営しております。

中国事業におきましては、平成25年12月末時点で北京市に総合スーパー9店舗、四川省成都市に総合スーパー5店舗をそれぞれ展開しております。

③ 百貨店事業

百貨店事業における営業収益は8,711億3千2百万円（前年度比1.5%減）、営業利益は65億9千万円（同17.9%減）となりました。

株式会社そごう・西武は、「リミテッドエディション」を中心とした自主企画商品および自主編集売場の取り組みを強化するとともに、サービス面においても、商品に関する高い専門知識を持った販売員の増員やお客様のニーズに合った質の高い接客と専門資格者によるトータルアドバイス機能の拡充を図りました。既存店売上伸び率は、ラグジュアリーブランドや美術・宝飾品が好調に推移したことにより前年を上回り、営業利益は増益を確保いたしました。

生活雑貨専門店を展開する株式会社ロフトは、当連結会計年度末時点で89店舗（前年度末比7店舗増）を運営しております。

④ フードサービス事業

フードサービス事業における営業収益は785億6千6百万円（前年度比0.3%増）、営業利益は6億4百万円（同16.3%減）となりました。

株式会社セブン&アイ・フードシステムズにおきましては、レストラン事業部門が当連結会計年度末時点で470店舗（前年度末比6店舗減）を運営しております。レストラン事業部門の既存店売上伸び率は、付加価値の高いメニューの強化や接客力の向上などが奏功したことにより前年を上回って好調に推移いたしました。が、一時的な費用が発生したことにより営業利益は前年を下回りました。

⑤ 金融関連事業

金融関連事業におきましては、営業収益は1,588億2千6百万円（前年度比10.0%増）、営業利益は449億2百万円（同20.0%増）となりました。

株式会社セブン銀行は、当連結会計年度末時点のA T M設置台数が19,394台（前年度末比1,472台増）まで拡大いたしました。当連結会計年度中の1日1台当たり平均利用件数は、108.4件（前年度比2.8件減）となりましたが、A T M設置台数の増加に加え、預貯金金融機関の取引件数が伸長したことにより、総利用件数は着実に増加いたしました。

クレジットカード事業におきましては、株式会社セブン・カードサービスが発行する「セブンカード」の当連結会計年度末の会員数が350万人（前年度末比13万人増）、株式会社セブン C Sカードサービスが発行する「クラブ・オン／ミレニアムカード セブン」の当連結会計年度末の会員数が328万人（同7万人増）となりました。

電子マネー事業におきましては、株式会社セブン・カードサービスが「nanaco」のグループ内外への拡大を積極的に推進した結果、当連結会計年度末時点の発行総件数は2,839万件（前年度末比694万件増）となり、利用可能店舗数は約142,900店舗（同約21,900店舗増）となりました。

⑥ 通信販売事業

平成26年1月より、当社の連結子会社となった株式会社ニッセンホールディングスは、通信販売事業を中核とし、中期経営計画「Nissen Vision 50」に基づき、顧客支持ナンバーワン戦略・次世代One-to-One戦略・バリューリーダーMD戦略・オープンユーザビリティ戦略・M&A＋アライアンス戦略の5つの成長戦略に沿った取り組みを展開し、個々のお客様にとってのベストセクションを最適な環境で提供できるように鋭意取り組みを進めました。

⑦ その他の事業

その他の事業におきましては、営業収益は504億9千2百万円（前年度比0.6%増）、営業利益は21億6千6百万円（同44.3%減）となりました。

I T／サービス事業では、株式会社セブン&アイ・ネットメディアが株式会社セブンネットショッピングと平成26年3月1日に合併し、オムニチャネル戦略を強力に推進する体制を整備いたしました。

事業部門別営業収益

事業部門	営業収益
コンビニエンスストア事業	2,529,694
スーパーストア事業	2,009,409
百貨店事業	871,132
フードサービス事業	78,566
金融関連事業	158,826
通信販売事業	—
その他の事業	50,492
消去または全社	△66,301
合計	5,631,820

- (注) 1. 株式会社セブン-イレブン・ジャパンおよび7-Eleven, Inc. におけるチェーン全店売上を含めた「グループ売上」は、9兆5,978億8千2百万円であります。
2. 平成26年1月29日付で株式会社ニッセンホールディングスを連結子会社としたことに伴い、新たに「通信販売事業」を追加しております。なお、当連結会計年度末をみなし取得日としているため、貸借対照表のみを連結しております。
3. 「消去または全社」は、事業部門間取引消去額と当社の営業収益の合計額であります。

(2) 設備投資および資金調達

当連結会計年度の設備投資総額は、3,367億5千8百万円となりました。これらに必要な資金は金融機関からの借入金、無担保社債および自己資金によって充当いたしました。

事業部門	設備投資額
コンビニエンスストア事業	197,715
スーパーストア事業	66,686
百貨店事業	15,596
フードサービス事業	2,277
金融関連事業	39,326
通信販売事業	—
その他の事業	7,567
全社（共通）	7,588
合計	336,758

- (注) 1. 上記金額には差入保証金および建設協力立替金を含めて記載しております。
2. 通信販売事業につきましては、上記「事業部門別営業収益」の(注)2.に記載のとおりです。
3. 「全社（共通）」は当社の設備投資額であります。

(3) 直前3事業年度の財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

項 目	第 6 期 (平成22年3月1日から 平成23年2月28日まで)	第 7 期 (平成23年3月1日から 平成24年2月29日まで)	第 8 期 (平成24年3月1日から 平成25年2月28日まで)	第 9 期 (平成25年3月1日から 平成26年2月28日まで)
営 業 収 益	百万円 5,119,739	百万円 4,786,344	百万円 4,991,642	百万円 5,631,820
当 期 純 利 益	百万円 111,961	百万円 129,837	百万円 138,064	百万円 175,691
1株当たり当期純利益	円 銭 126 21	円 銭 146 96	円 銭 156 26	円 銭 198 84
総 資 産	百万円 3,732,111	百万円 3,889,358	百万円 4,262,397	百万円 4,811,380
純 資 産	百万円 1,776,512	百万円 1,860,954	百万円 1,994,740	百万円 2,221,557
1株当たり純資産額	円 銭 1,927 09	円 銭 1,998 84	円 銭 2,140 45	円 銭 2,371 92

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。

② 事業部門別財産および損益の状況の推移

事 業 部 門	項 目	第 6 期 (平成22年3月1日から 平成23年2月28日まで)	第 7 期 (平成23年3月1日から 平成24年2月29日まで)	第 8 期 (平成24年3月1日から 平成25年2月28日まで)	第 9 期 (平成25年3月1日から 平成26年2月28日まで)
コンビニエンスストア事業	営業収益	百万円 2,036,464	百万円 1,690,924	百万円 1,899,573	百万円 2,529,694
	営業利益	195,477	214,637	221,764	257,515
	総 資 産	1,112,557	1,077,608	1,370,292	1,630,826
スーパーストア事業	営業収益	1,981,604	1,992,298	1,994,588	2,009,409
	営業利益	15,708	32,432	25,491	29,664
	総 資 産	1,081,491	1,048,661	967,887	1,000,318
百貨店事業	営業収益	915,105	900,222	884,028	871,132
	営業利益	5,622	9,948	8,029	6,590
	総 資 産	571,463	541,929	517,075	501,856
フードサービス事業	営業収益	80,225	78,026	78,361	78,566
	営業利益	△193	△95	721	604
	総 資 産	21,105	21,026	21,843	22,398
金融関連事業	営業収益	106,953	129,601	144,355	158,826
	営業利益	28,343	33,778	37,425	44,902
	総 資 産	1,350,272	1,565,291	1,716,745	1,798,059
通信販売事業	営業収益	—	—	—	—
	営業利益	—	—	—	—
	総 資 産	—	—	—	103,437
その他の事業	営業収益	35,610	47,464	50,210	50,492
	営業利益	△690	2,304	3,886	2,166
	総 資 産	145,792	153,852	168,047	169,602

(注) 通信販売事業につきましては、前頁「事業部門別営業収益」の(注)2.に記載のとおりです。

(4) 企業再編行為等

① 株式会社イトーヨーカ堂による株式会社ダイイチの株式取得

株式会社イトーヨーカ堂は、北海道地区での食品小売事業の基盤強化を図るため、株式会社ダイイチとの間で、平成25年7月23日付で資本業務提携契約および株式引受契約を締結しました。これに基づき、株式会社ダイイチが第三者割当により新規発行した普通株式1,716,000株を、平成25年8月26日、取得しました。当該取得による株式会社イトーヨーカ堂の株式会社ダイイチに対する議決権比率は30.0%となり、同社は当社の持分法適用関連会社となりました。

② 株式会社バーニーズジャパンの株式取得

当社は、当社グループの百貨店事業における商品開発力の更なる強化を図り、また「新しい百貨店」創りに必要な技術である世界的なブランド力および高感度な顧客層の多様なファッション嗜好性に対応した幅広い品揃えと編集・提案力を得るため、平成25年12月3日付で東京海上キャピタル株式会社の運営するファンドが保有する株式会社バーニーズジャパンの普通株式127,800株を譲り受ける旨の株式譲渡契約を締結し、平成26年1月10日、これを取得しました。当該取得による当社の株式会社バーニーズジャパンに対する議決権比率は49.9%（小数第2位以下を切り捨て）となり、同社は当社の持分法適用関連会社となりました。

③ 株式会社イトーヨーカ堂による株式会社天満屋ストアの株式取得

株式会社イトーヨーカ堂は、岡山県・広島県における小売事業の基盤強化を図るため、株式会社天満屋ストアとの間で平成25年12月10日付で資本提携に関する基本合意書を締結するとともに、株式会社天満屋および丸田産業株式会社との間で同日付で株式会社天満屋ストアの普通株式の一部を譲り受ける旨の株式譲渡契約を締結し、平成26年1月31日、同株式2,310,000株を取得しました。当該取得による株式会社イトーヨーカ堂の株式会社天満屋ストアに対する議決権比率は20.0%となり、同社は当社の持分法適用関連会社となりました。

④ 株式会社バルスおよびBALS INTERNATIONAL LIMITEDの株式取得

当社は、株式会社バルスとの間で、両社グループの持つ経営資源を相互に活用することにより、相互のお客様に対し、より付加価値が高く専門性に優れた商品・サービスの提供を行うことで、相互の企業価値向上を図るため、平成25年12月25日付で資本業務提携契約および株式引受契約を締結し、これらに基づき同社が第三者割当により新規発行した普通株式19,286株を、平成26年1月31日、取得しました。また、当社は、三菱商事株式会社との間で、同社が保有する、株式会社バルスの親会社であるBALS INTERNATIONAL LIMITEDの普通株式122,075,279株を譲り受ける旨の株式譲渡契約を平成25年12月25日付で締結し、平成26年1月31日、これを取得しました。これらの取得による当社のBALS INTERNATIONAL LIMITEDに対する所有割合は

26.7%となり、また、当社の株式会社バルスに対する議決権比率は30.0%、所有割合（間接保有を含む）は48.7%となり、BALS INTERNATIONAL LIMITEDおよび株式会社バルスは当社の持分法適用関連会社となりました。

⑤ 株式会社セブン&アイ・ネットメディアによる株式会社ニッセンホールディングスの株式取得

株式会社セブン&アイ・ネットメディアは、当社グループと株式会社ニッセンホールディングスグループの間における補完性の高い双方の経営資源のより円滑な相互活用、各々の自力成長を超えたレベルでの企業価値の創造・拡大、当社グループ全体としてのオムニチャネル戦略の推進に資するため、公開買付けにより株式会社ニッセンホールディングスの普通株式29,191,413株を、また、同社が第三者割当により新規発行した普通株式3,195,600株を、それぞれ取得し、これらの取得による株式会社セブン&アイ・ネットメディアの株式会社ニッセンホールディングスに対する議決権比率は50.7%となり、平成26年1月29日、同社は当社の連結子会社となりました。

⑥ 株式会社セブン&アイ・ネットメディアによる株式会社セブンネットショッピングの吸収合併

当社グループにおけるオムニチャネル戦略推進の中心的な役割を担う会社を明確にし、当該戦略を推進するべく、株式会社セブン&アイ・ネットメディアは、平成26年3月1日を効力発生日として同社を存続会社、株式会社セブンネットショッピングを消滅会社とする吸収合併を行いました。なお、当該吸収合併につきましては、その存続会社である株式会社セブン&アイ・ネットメディアを引き続き当社の100%子会社とするため、同社を除く株式会社セブンネットショッピングの株主に対し、当社の普通株式を割り当てる三角合併の方法をとりました。

(5) 重要な子会社の状況（平成26年2月28日現在）

① 重要な子会社の状況

事業部門	会社名	資本金	出資比率
コンビニエンスストア事業	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	17,200百万円	100.0%
	7-Eleven, Inc. [米国]	13千米ドル	100.0%
スーパーストア事業	株式会社イトーヨーカ堂	40,000百万円	100.0%
	株式会社ヨークベニマル	9,927百万円	100.0%
百貨店事業	株式会社そごう・西武	10,000百万円	100.0%
フードサービス事業	株式会社セブン&アイ・フードシステムズ	3,000百万円	100.0%
金融関連事業	株式会社セブン銀行	30,509百万円	45.8%
通信販売事業	株式会社ニッセンホールディングス	11,873百万円	50.7%

(注) 7-Eleven, Inc.、株式会社セブン銀行および株式会社ニッセンホールディングスに対する出資比率は間接所有によるものであります。

② その他の重要な企業結合の状況

該当事項はありません。

③ 連結子会社および持分法適用会社

連結子会社は121社、持分法適用会社は26社であります。

(6) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、政府の景気対策等の効果を引き続き見込むものの、平成26年4月からの消費税率引き上げもあり、先行きに対して不透明な状態が想定されます。

このような環境の中、既存事業におきましては、セブン-イレブンを中心とした店舗網の更なる拡充に加え、付加価値の高い商品の開発と接客力の向上に努めるとともに、個店毎の商圈特性に合わせた品揃えや店作りに取り組んでまいります。また、グループシナジー効果の最大化に向け、「セブンプレミアム」の売上高8,000億円（前年度比1,300億円増）を含めた、グループ各社のオリジナル商品売上高合計は2兆6,620億円（同2,620億円増）で計画しております。さらに、オムニチャネル時代に対応した新しい小売業を創造することを目指し、リアル店舗とネットの融合を推進するとともに、当連結会計年度において資本業務提携を締結した各社の強みをグループに取り入れ、企業価値の更なる向上を目指してまいります。

国内のコンビニエンスストア事業につきましては、株式会社セブン-イレブン・ジャパンが、高齢化や単身世帯の増加、中小小売店舗数の減少、働く女性の増加といった社会構造の変化を成長機会と捉え、コンビニエンスストアに求められる役割を果たすため、「近くて便利」なお店への更なる進化を目指してまいります。店舗面では、既存エリアへの出店強化に加え、新規エリアへの展開として平成26年3月に愛媛県への出店を開始するなど、過去最高となる1,600店舗を出店してまいります。商品面では、ファスト・フード商品の更なる品質向上を図るとともに、お客様の潜在ニーズを捉えた新しい商品の開発を推進してまいります。

海外のコンビニエンスストア事業につきましては、北米事業の7-Eleven, Inc. がファスト・フード商品とプライベートブランド商品「7-Select」の開発および販売に注力するとともに、ドミナントエリアにおける新規出店と直営店舗のフランチャイズ化を推進してまいります。

スーパーストア事業につきましては、株式会社イトーヨーカ堂がプライベートブランド商品の開発および接客販売の強化により販売力を高めるとともに、売場効率を意識した店舗構造改革に注力するなど、更なる収益基盤の改善を推進してまいります。また、株式会社ヨークベニマルは、地域のニーズに対応した品揃えの強化を継続するとともに、既存店舗の活性化とドミナント出店に取り組んでまいります。

百貨店事業の株式会社そごう・西武につきましては、自主企画商品および自主編集売場の取り組みを引き続き強化するとともに、百貨店ならではの質の高い接客と専門資格者によるトータルアドバイス機能の拡充を図ってまいります。

フードサービス事業の株式会社セブン&アイ・フードシステムズにつきましては、引き続き付加価値の高いメニューの強化や接客力の向上による収益の改善に取り組んでまいります。

なお、当社は、現時点では、「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(会社法施行規則第118条第3号)を明確な形では定めておりませんが、業績の更なる改善やコーポレート・ガバナンスの強化等を通じたグループ企業価値の最大化を目指しており、当社グループの企業価値を毀損させるおそれのある当社株式の大量取得行為等については適切な対応が必要と考えております。当該基本方針については、今後の法制度や裁判例等の動向および社会的な動向を踏まえ、引き続き慎重に検討を進めてまいります。

株主の皆様には、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（平成26年2月28日現在）

当社グループは、当社を純粋持株会社とする149社（当社を含む）によって形成される、流通業を中心とする企業グループであり、主としてコンビニエンスストア事業、スーパーストア事業、百貨店事業、フードサービス事業、金融関連事業および通信販売事業を行っております。

各種事業内容と主な会社名および会社数は次のとおりであり、当区分は事業部門別情報の区分と一致しております。

事業部門	主な会社名
コンビニエンスストア事業 (47社)	株式会社セブン-イレブン・ジャパン、7-Eleven, Inc.、セブン-イレブン（中国）投資有限公司、セブン-イレブン北京有限公司、セブン-イレブン天津有限公司、セブン-イレブン成都有限公司、SEVEN-ELEVEN HAWAII, INC.、SEJ Asset Management & Investment Company、山東衆邸便利生活有限公司※1、タワーベーカーリー株式会社※1
スーパーストア事業 (30社)	株式会社イトーヨーカ堂、株式会社ヨークベニマル、株式会社丸大、華糖洋華堂商業有限公司、成都伊藤洋華堂有限公司、株式会社ヨークマート、株式会社サンエー、株式会社メリーアン、株式会社オッシュマンズ・ジャパン、株式会社赤ちゃん本舗、株式会社セブン美のガーデン、アイワイフーズ株式会社、株式会社ライフフーズ、イトーヨーカ堂（中国）投資有限公司、株式会社セブンファーム、株式会社ダイイチ※1・2、株式会社天満屋ストア※1・3
百貨店事業 (13社)	株式会社そごう・西武、株式会社ロフト、株式会社シェルガーデン、株式会社池袋ショッピングパーク、株式会社八ヶ岳高原ロッジ、株式会社ごっつお便、株式会社地域冷暖房千葉
フードサービス事業 (2社)	株式会社セブン&アイ・フードシステムズ、セブン&アイ・レストラン管理（北京）有限会社※4
金融関連事業 (6社)	株式会社セブン銀行、株式会社セブン・フィナンシャルサービス、株式会社セブン・カードサービス、株式会社セブンCSカードサービス、株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター、Financial Consulting & Trading International, Inc.
通信販売事業 (27社)	株式会社ニッセンホールディングス※5、株式会社ニッセン※5、シャディ株式会社※5、株式会社通販物流サービス※5、ニッセン・ジー・イー・クレジット株式会社※1・5
その他の事業 (23社)	株式会社セブン&アイ・ネットメディア※6、株式会社セブン&アイ出版、株式会社IYリアルエステート、株式会社ヨーク警備、株式会社セブン&アイ・アセットマネジメント、株式会社セブンドリーム・ドットコム、株式会社セブン・ミールサービス、株式会社テルベ、株式会社セブンネットショッピング※6、株式会社モール・エスシー開発、株式会社セブンカルチャーネットワーク、アイング株式会社※1、びあ株式会社※1、タワーレコード株式会社※1、株式会社バーニーズジャパン※1・7、株式会社バルス※1・8

（注）※1. 山東衆邸便利生活有限公司、タワーベーカーリー株式会社、株式会社ダイイチ、株式会社天満屋ストア、ニッセン・ジー・イー・クレジット株式会社、アイング株式会社、びあ株式会社、タワーレコード株式会社、株式会社バーニーズジャパンおよび株式会社バルスは関連会社であり、その他はすべて連結子会社であります。

※2. 株式会社ダイイチは、平成25年8月26日付の株式取得により、当社の関連会社となりました。

※3. 株式会社天満屋ストアは、平成26年1月31日付の株式取得により、当社の関連会社となりました

※4. セブン&アイ・レストラン（北京）有限会社は、平成25年8月27日付でセブン&アイ・レストラン管理（北京）有限会社に商号を変更いたしました。

- ※5. 株式会社ニッセンホールディングスは、平成26年1月29日付の株式取得により、当社の連結子会社となりました。それに伴い、株式会社ニッセン、シャディ株式会社、株式会社通販物流サービスおよびニッセン・ジー・イー・クレジット株式会社は当社の連結子会社または関連会社となりました。
- ※6. 株式会社セブンネットショッピングは、平成26年3月1日付で株式会社セブン&アイ・ネットメディアに吸収合併されました。
- ※7. 株式会社バーニーズジャパンは、平成26年1月10日付の株式取得により、当社の関連会社となりました。
- ※8. 株式会社パルスは、平成26年1月31日付の株式取得により、当社の関連会社となりました。

(8) 主要な営業所（平成26年2月28日現在）

① 当 社

- ・本店 東京都千代田区二番町8番地8

② 重要な子会社

（コンビニエンスストア事業）

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

- ・本店 東京都千代田区二番町8番地8
- ・自営店舗 440店舗

7-Eleven, Inc.

- ・本店 米国テキサス州
- ・自営店舗 2,073店舗

（注）7-Eleven, Inc. の自営店舗数は平成25年12月末現在の店舗数であります。

（スーパーストア事業）

株式会社イトーヨーカ堂

- ・本店 東京都千代田区二番町8番地8
- ・自営店舗 179店舗

株式会社ヨークベニマル

- ・本店 福島県郡山市朝日二丁目18番2号
- ・自営店舗 193店舗

（百貨店事業）

株式会社そごう・西武

- ・本店 東京都千代田区二番町5番地25
- ・自営店舗 24店舗

（フードサービス事業）

株式会社セブン&アイ・フードシステムズ

- ・本店 東京都千代田区二番町8番地8
- ・墨田事務所 東京都墨田区八広一丁目25番12号
- ・自営店舗 840店舗

（金融関連事業）

株式会社セブン銀行

- ・本店 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

（通信販売事業）

株式会社ニッセンホールディングス

- ・本店 京都府京都市南区西九条院町26番地

(9) 従業員の状況（平成26年2月28日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前年度末比増減
コンビニエンスストア事業	25,017名	590名（減）
スーパーストア事業	18,464名	230名（減）
百貨店事業	6,450名	516名（減）
フードサービス事業	1,328名	5名（増）
金融関連事業	1,376名	152名（増）
通信販売事業	1,529名	1,529名（増）
その他の事業	772名	7名（減）
全社（共通）	428名	10名（増）
合 計	55,364名	353名（増）

- （注） 1. 従業員数は就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む）であります。
2. 上記従業員数のほかにパートタイマー93,230名（月間163時間換算による月平均人数）を雇用しております。
3. 「全社（共通）」は当社の従業員数であります。
4. 従業員の増加は主に、株式会社ニッセンホールディングスおよびその子会社の連結子会社化によるものであります。

② 当社の従業員の状況

	従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	309名	9名（増）	46歳 0ヶ月	20年 0ヶ月
女性	119名	1名（増）	39歳 0ヶ月	16年 4ヶ月
合計または平均	428名	10名（増）	43歳 11ヶ月	19年 0ヶ月

- （注） 1. 当社の従業員数は、主として当社グループ会社からの転籍者であり、その平均勤続年数は、各社での勤続年数を通算しております。
2. 上記従業員数のほかにパートタイマー25名（月間163時間換算による月平均人数）を雇用しております。

(10) 主要な借入先の状況（平成26年2月28日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社三井住友銀行	139,015
株式会社三菱東京UFJ銀行	113,430
株式会社みずほ銀行	73,130

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成26年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,500,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 886,441,983株
 （注）発行済株式の総数には、自己株式2,375,568株を含んでおります。
 (3) 株主数 88,917名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
伊藤興業株式会社	68,901	7.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	40,800	4.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	38,510	4.4
日本生命保険相互会社	19,664	2.2
伊藤雅俊	16,801	1.9
三井物産株式会社	16,222	1.8
第一生命保険株式会社	13,777	1.6
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505225	12,292	1.4
三井住友海上火災保険株式会社	12,251	1.4
野村證券株式会社自己振替口	11,731	1.3

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要等（平成26年2月28日現在）

新株予約権の名称		第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日		平成20年7月8日	平成20年7月8日
新株予約権の数		159個※1	958個※2
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 15,900株※1 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 95,800株※2 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 307,000円	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		平成21年5月1日から 平成40年8月6日まで	平成21年8月7日から 平成50年8月6日まで
行使の条件		※3	※3
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 129個 目的となる株式の種類と数 普通株式 12,900株 保有者数 3名	新株予約権の数 236個 目的となる株式の種類と数 普通株式 23,600株 保有者数 9名
新株予約権の名称		第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日		平成21年5月28日	平成21年5月28日
新株予約権の数		240個※1	1,297個※2
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 24,000株※1 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 129,700株※2 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 204,500円	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		平成22年2月28日から 平成41年6月15日まで	平成22年2月28日から 平成51年6月15日まで
行使の条件		※4	※4
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 198個 目的となる株式の種類と数 普通株式 19,800株 保有者数 5名	新株予約権の数 292個 目的となる株式の種類と数 普通株式 29,200株 保有者数 8名

新株予約権の名称		第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日		平成22年5月27日	平成22年6月15日
新株予約権の数		211個※1	1,144個※2
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 21,100株※1 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 114,400株※2 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 185,000円	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		平成23年2月28日から 平成42年6月16日まで	平成23年2月28日から 平成52年7月2日まで
行使の条件		※4	※4
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 175個 目的となる株式の種類と数 普通株式 17,500株 保有者数 5名	新株予約権の数 164個 目的となる株式の種類と数 普通株式 16,400株 保有者数 7名

新株予約権の名称		第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日		平成23年5月26日	平成23年5月26日
新株予約権の数		259個※1	1,280個※2
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 25,900株※1 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 128,000株※2 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 188,900円	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		平成24年2月29日から 平成43年6月15日まで	平成24年2月29日から 平成53年6月15日まで
行使の条件		※4	※4
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 259個 目的となる株式の種類と数 普通株式 25,900株 保有者数 6名	新株予約権の数 229個 目的となる株式の種類と数 普通株式 22,900株 保有者数 7名

新株予約権の名称		第9回新株予約権	第10回新株予約権
発行決議日		平成24年6月5日	平成24年6月5日
新株予約権の数		270個※1	1,261個※2
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 27,000株※1 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 126,100株※2 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 216,400円	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		平成25年2月28日から 平成44年7月6日まで	平成25年2月28日から 平成54年7月6日まで
行使の条件		※4	※4
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 270個 目的となる株式の種類と数 普通株式 27,000株 保有者数 7名	新株予約権の数 220個 目的となる株式の種類と数 普通株式 22,000株 保有者数 6名

新株予約権の名称		第11回新株予約権	第12回新株予約権
発行決議日		平成25年7月4日	平成25年7月4日
新株予約権の数		249個※1	1,105個※2
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 24,900株※1 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 110,500株※2 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 345,700円	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		平成26年2月28日から 平成45年8月7日まで	平成26年2月28日から 平成55年8月7日まで
行使の条件		※4	※4
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 249個 目的となる株式の種類と数 普通株式 24,900株 保有者数 7名	新株予約権の数 209個 目的となる株式の種類と数 普通株式 20,900株 保有者数 6名

(注) ※1. 当社取締役に交付された時点における総数を記載しております。

※2. 当社執行役員ならびに当社子会社の取締役および執行役員に交付された時点における総数を記載しております。

※3. 行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。
- (3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

※4. 行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- (4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。
- (6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の内容の概要等

新株予約権の名称		第12回新株予約権	
使用人等への交付状況	当社の使用人（当社の役員を兼ねている者を除く）	新株予約権の数	95個
		目的となる株式の種類と数	普通株式 9,500株
	当社の子会社の役員および使用人（当社の役員または使用人を兼ねている者を除く）	交付者数	10名
		新株予約権の数	801個
		目的となる株式の種類と数	普通株式 80,100株
		交付者数	92名

(注) 第12回新株予約権の内容の概要は、「(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要等（平成26年2月28日現在）」に記載のとおりです。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（平成26年2月28日現在）

会社における 地位	氏 名	会社における担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	鈴木 敏 文	当社最高経営責任者（CEO） 株式会社セブン-イレブン・ジャパン代表取締役会長最高経営責任者（CEO） 株式会社イトーヨーカ堂代表取締役会長最高経営責任者（CEO） 7-Eleven, Inc. 代表取締役会長 SEVEN-ELEVEN HAWAII, INC. 代表取締役会長
代表取締役社長	村 田 紀 敏	当社最高執行責任者（COO）
取 締 役	後 藤 克 弘	当社最高管理責任者（CAO） 当社システム企画部シニアオフィサー 株式会社セブン&アイ・ネットメディア代表取締役社長 株式会社イトーヨーカ堂取締役 株式会社そごう・西武取締役
取 締 役	小 林 強	当社経営企画部シニアオフィサー 当社海外企画部シニアオフィサー 当社事業推進部シニアオフィサー
取 締 役	伊 藤 順 朗	当社CSR統括部シニアオフィサー
取 締 役	高 橋 邦 夫	当社最高財務責任者（CFO） 当社財務企画部シニアオフィサー 株式会社セブン&アイ・アセットマネジメント代表取締役社長 株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター代表取締役社長
取 締 役	清 水 明 彦	当社経理部シニアオフィサー
取 締 役	亀 井 淳	株式会社イトーヨーカ堂代表取締役社長最高執行責任者（COO） 株式会社そごう・西武取締役
取 締 役	井 阪 隆 一	株式会社セブン-イレブン・ジャパン代表取締役社長最高執行責任者（COO） 7-Eleven, Inc. 取締役
取 締 役	安 齋 隆	株式会社セブン銀行代表取締役会長
取 締 役	大 高 善 興	株式会社ヨークベニマル代表取締役社長最高執行責任者（COO）
取 締 役	松 本 隆	株式会社そごう・西武代表取締役社長
取 締 役	大 久 保 恒 夫	株式会社セブン&アイ・フードシステムズ代表取締役社長
取 締 役	清 水 哲 太	
取 締 役	スコット・トレバー・デイヴィス	立教大学経営学部国際経営学科教授

会社における 地 位	氏 名	会社における担当および重要な兼職の状況
取 締 役	野 中 郁 次 郎	一橋大学名誉教授 カリフォルニア大学バークレイ校経営大学院ゼロックス知識学ファカルティ・フェロー
常 勤 監 査 役	関 久	株式会社セブン-イレブン・ジャパン監査役
常 勤 監 査 役	野 村 秀 雄	株式会社イトーヨーカ堂監査役 株式会社ヨークベニマル監査役 株式会社ヨークマート監査役
監 査 役	鈴 木 洋 子	弁護士
監 査 役	首 藤 恵	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
監 査 役	藤 沼 亜 起	公認会計士

- (注) 1. 取締役清水哲太、スコット・トレバー・デイヴィスおよび野中郁次郎の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役鈴木洋子、首藤 恵および藤沼亜起の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役野村秀雄ならびに監査役首藤 恵および藤沼亜起の各氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役野村秀雄氏は、当社財務企画部において資金・証券業務に従事しておりました。
 - ・監査役首藤 恵氏は、金融審議会、関税・外国為替等審議会等の委員を務めておりました。
 - ・監査役藤沼亜起氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 社外取締役全員と社外監査役全員は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 平成26年2月28日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	地 位	氏 名
最高経営責任者（CEO）	鈴 木 敏 文	執 行 役 員	高 羽 康 夫
最高執行責任者（COO）	村 田 紀 敏	執 行 役 員	土 佐 谷 政 孝
常 務 執 行 役 員 最高管理責任者（CAO）	後 藤 克 弘	執 行 役 員	宮 川 明
執 行 役 員	小 林 強	執 行 役 員	早 田 和 代
執 行 役 員	伊 藤 順 朗	執 行 役 員	佐 藤 誠 一 郎
執 行 役 員 最高財務責任者（CFO）	高 橋 邦 夫	執 行 役 員	松 本 忍
執 行 役 員	清 水 明 彦	執 行 役 員	野 口 久 隆
執 行 役 員	田 中 吉 寛	執 行 役 員	山 口 公 義

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	対象となる 役員の員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		
			固定報酬	業績変動報酬	
				賞与	株式報酬型 ストック・オ プション報酬
取締役 (社外取締役を除く)	14	295	155	53	86
社外取締役	3	32	32	—	—
監査役 (社外監査役を除く)	2	34	34	—	—
社外監査役	3	29	29	—	—

- (注) 1. 取締役（社外取締役を除く）には、平成25年5月23日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任された1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
3. 平成18年5月25日開催の第1回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額10億円以内（ただし、使用人分の給与は含まない）、監査役の報酬額は年額1億円以内と決議いただいております。
4. 株式報酬型ストック・オプション報酬は、取締役（社外取締役を除く）7名に対するものです。

② 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が役員を兼任する子会社から役員として受けた報酬等の総額は1百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会における出席ならびに発言状況

(社外取締役)

当事業年度において、当社取締役会は13回開催されましたが、清水哲太氏は13回、スコット・トレバー・デイヴィス氏は12回、野中郁次郎氏は11回、それぞれ出席し、清水哲太氏は主に経営管理の見地から、スコット・トレバー・デイヴィス氏は主に経営管理およびCSRの見地から、野中郁次郎氏は主に組織論および経営論の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(社外監査役)

当事業年度において、当社取締役会は13回開催されましたが、鈴木洋子氏は13回、首藤恵氏は12回、藤沼亜起氏は13回、それぞれ出席し、また、当事業年度に20回開催された当社監査役会について、鈴木洋子氏は20回、首藤恵氏は16回、藤沼亜起氏は19回、それぞれ出席し、鈴木洋子氏は主に法律の見地から、首藤恵氏は主にコーポレート・ガバナンスの見地から、藤沼亜起氏は主に財務・会計の専門的見地から、適宜質問し、意見を述べております。

・取締役等との意見交換

各社外役員は、代表取締役および取締役等と、取締役会のほか、定期的および随時にミーティングを行い、会社の経営、コーポレート・ガバナンス等について率直な意見交換を行っております。また、各社外監査役は、主要な子会社の事業所等を訪問し、事業会社の取締役、監査役等とも意見交換を行っております。

これらの活動を通じて、社外取締役は業務執行の監督を、社外監査役は業務執行および会計の監査を、それぞれ行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	665 百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	686

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち株式会社ニッセンホールディングスは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、当社監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、当社取締役会は、会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認める場合には監査役会の同意を得て、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関し、取締役会において、次のとおり決議しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社および当社グループ各社は、「社是」および「企業行動指針」等において、信頼される誠実な企業であり続けるために、経営倫理を尊重した企業行動に徹し、法令・ルール、社会的規範を遵守し、社会から求められる企業の社会的責任を果たすことを宣言し、これに基づき、CSR統括委員会を中核とする体制を構築・整備・運用し、ヘルプラインの運用、公正取引の推進および企業行動指針・各社ガイドラインの周知を通じて、一層のコンプライアンスの徹底を図ります。
- ② 当社および当社グループ各社は、いわゆる反社会的勢力とは、一切関係を持たないことを宣言し、不当要求等に対しては明確に拒絶するとともに、警察、弁護士等外部専門機関との連携により、民事・刑事両面からの法的対応を速やかに実施します。
- ③ 業務執行部門から独立した当社内部監査部門が、当社および当社グループのコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施し、確認を行います。
- ④ 監査役は、取締役の職務執行が法令および定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努めます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社および当社グループ各社は、株主総会議事録、取締役会議事録その他作成・保管が法定されている文書（電磁的記録を含み、以下同様とします。）、ならびに稟議書その他適正な業務執行を確保するために必要な文書および情報については、法令および情報管理基本規程に基づき、それぞれ適正に作成・保存・管理いたします。
- ② 当社および当社グループに関する重要な情報については、開示を担当する主管部門が、迅速かつ網羅的に収集し、適時に正確な情報開示を実施します。
- ③ 当社および当社グループについて、重要な業務文書の適正な作成・保存・管理、適時・正確な情報開示のほか、営業秘密・個人情報等重要な情報の安全な管理等も踏まえた統合的な情報管理を行うため、情報管理委員会を中核とする情報管理体制を構築・整備・運用するとともに、情報管理体制の整備・運用状況を点検し、さらなる改善への取り組みを継続して実施します。また、情報管理の実施状況等については、定期的に取り締り委員会および監査役に報告を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社および当社グループ各社における経営環境およびリスク要因の変化を踏まえ、各事業におけるリスクを適正に分析・評価し、的確に対応するため、リスク管理の基本規程に基づき、リスクマネジメント委員会を中核とする統合的なリスク管理体制を構築・整備・運用します。
- ② リスクの管理状況について、定期的に取り締役会および監査役に報告する体制を構築・整備・運用するとともに、取締役会、取締役および業務執行部門の責任者は、業務執行に伴うリスクについて十分に分析・評価を行い、迅速に改善措置を実施します。
- ③ 事業の重大な障害、重大な事件・事故、重大な災害等が発生した時には、当社および当社グループ全体における損害を最小限に抑えるため、危機管理本部を設置し、直ちに業務の継続に関する施策を講じます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社および当社グループ各社は、決裁権限規程等において、取締役および執行役員の決裁権限の内容、ならびに各業務に関与すべき担当部門等を明確かつ適切に定めることで、業務の重複を避け、機動的な意思決定・業務遂行を実現します。
- ② 取締役会は、会社の持続的な成長を確保するため、当社および当社グループにおける重点経営目標および予算配分等について定めるとともに、取締役および業務執行部門の責任者からの定期的な報告等を通じて、業務執行の効率性および健全性を点検し、適宜見直しを行います。
- ③ 取締役会は、原則月 1 回定時に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会または書面による取締役会決議を実施し、迅速な意思決定を行い、効率的な業務執行を推進します。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 当社および当社グループ各社は、株主・投資家・債権者等のステークホルダーに対し、法令等に従い適時に信頼性の高い財務報告を提供できるようにするため、財務報告に係る内部統制の構築規程等に従い、適正な会計処理および財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し、これを適正に運用します。
- ② 業務執行部門から独立した当社内部監査部門が、当社および当社グループの財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施し、確認を行います。
- ③ 財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項について取締役、監査役および会計監査人間で適切に情報共有を行います。

(6) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① (1) から (5) 記載事項のすべてについて、グループとしての管理体制を構築・整備・運用するものとし、その政策大綱を当社グループ各社に周知し、具体的策定をさせるほか、必要に応じて当社グループ各社の内部統制活動を支援・指導します。
- ② 当社グループ各社は、各事業部門が連携し、当社各部と情報共有を図りながら活動します。
- ③ 当社内部監査部門は、当社グループ各社に対する監査を実施します。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときはこれに応じます。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき専任の使用人の人事およびその変更については、監査役の同意を要するものとします。

(9) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役または使用人の不正行為、法令・定款違反行為等を発見したときは、すみやかに監査役に報告するものとし、それにより不利益を受けることはないものとします。

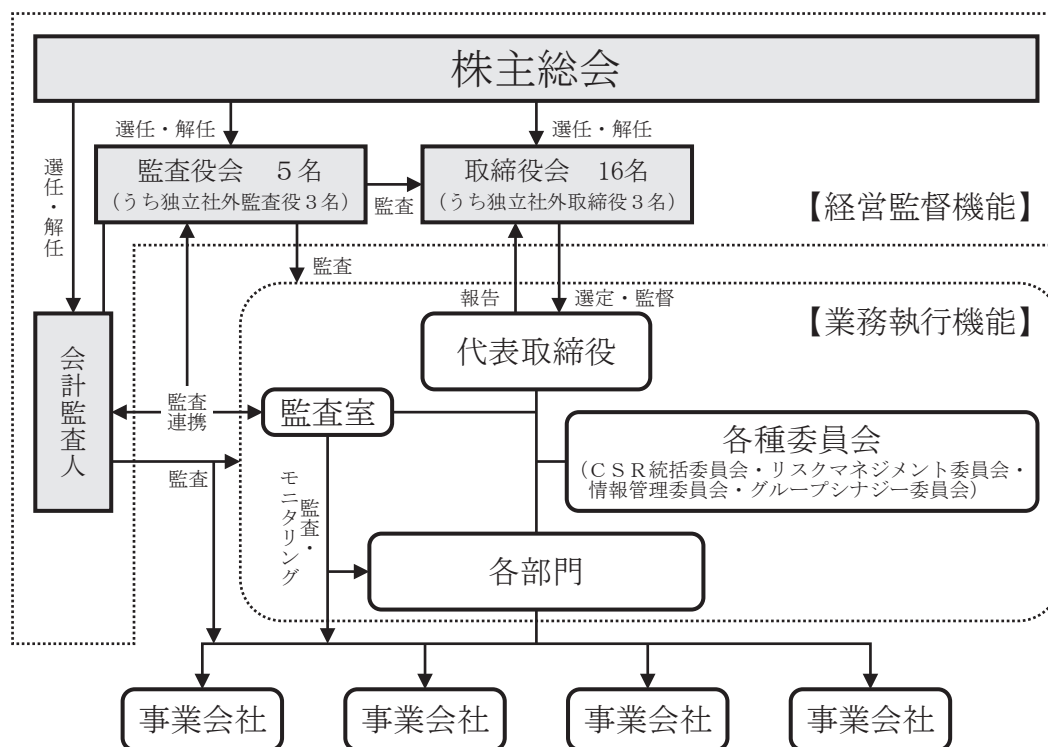
また、CSR統括委員会は、公益通報の意義をも有するヘルプライン運用状況を、定期的に代表取締役社長および監査役に報告するものとします。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について、意見交換を行います。
- ② 監査役は、当社内部監査部門と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて当社内部監査部門に調査を求めることができるものとします。
- ③ 監査役は、当社グループ各社の監査役と定期的に会合を持ち、その他随時連携して企業集団における適正な監査を実施します。
- ④ 監査役は、必要に応じ、会計監査人・弁護士に相談をすることができ、その費用は会社が負担するものとします。

当社のコーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりです。



- (注) 1. 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てております。
 ただし、特段の記載のない限り、百分率は小数第2位を、また1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額は表示単位未満を四捨五入しております。
2. 消費税等の会計処理方法については、税抜方式を採用しております。

連結貸借対照表 (平成26年 2 月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,899,556	流 動 負 債	1,628,167
現 金 及 び 預 金	792,986	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	383,972
コ ー ル ロ ー ン	10,000	短 期 借 入 金	116,147
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	327,072	一年内返済予定の長期借入金	100,775
営 業 貸 付 金	66,230	一年内償還予定の社債	20,000
有 価 証 券	150,000	未 払 法 人 税 等	62,625
商 品 及 び 製 品	198,847	未 払 費 用	97,543
仕 掛 品	210	預 り 金	154,795
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	3,060	販 売 促 進 引 当 金	16,909
前 払 費 用	42,984	賞 与 引 当 金	14,773
繰 延 税 金 資 産	40,812	役 員 賞 与 引 当 金	372
そ の 他	272,880	商 品 券 回 収 損 引 当 金	2,932
貸 倒 引 当 金	△5,529	返 品 調 整 引 当 金	205
固 定 資 産	2,911,623	銀 行 業 に お け る 預 金	403,062
有 形 固 定 資 産	1,709,990	そ の 他	254,051
建 物 及 び 構 築 物	749,201	固 定 負 債	961,656
工 具、器 具 及 び 備 品	232,991	社 債	364,987
車 両 運 搬 具	2,482	長 期 借 入 金	332,485
土 地	681,651	繰 延 税 金 負 債	51,220
リ ー ス 資 産	18,491	退 職 給 付 引 当 金	6,853
建 設 仮 勘 定	25,171	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	2,019
無 形 固 定 資 産	467,947	長 期 預 り 金	55,046
の れ ん	277,943	資 産 除 去 債 務	60,376
ソ フ ト ウ ェ ア	43,428	そ の 他	88,666
そ の 他	146,576	負 債 合 計	2,589,823
投 資 そ の 他 の 資 産	733,685	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	189,102	株 主 資 本	2,081,295
長 期 貸 付 金	17,868	資 本 金	50,000
前 払 年 金 費 用	31,822	資 本 剰 余 金	526,850
長 期 差 入 保 証 金	402,878	利 益 剰 余 金	1,511,555
建 設 協 力 立 替 金	591	自 己 株 式	△7,109
繰 延 税 金 資 産	32,836	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	14,450
そ の 他	65,552	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	10,672
貸 倒 引 当 金	△6,966	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△6
繰 延 資 産	200	為 替 換 算 調 整 勘 定	3,785
創 立 費	14	新 株 予 約 権	1,944
開 業 費	186	少 数 株 主 持 分	123,866
資 産 合 計	4,811,380	純 資 産 合 計	2,221,557
		負 債 純 資 産 合 計	4,811,380

連結損益計算書（平成25年3月1日から 平成26年2月28日まで）

(単位：百万円)

科 目				金 額	
営業	業	収	益		5,631,820
売		上	高		4,679,087
売		上	原 価		3,694,217
営	売	上	総 利 益		984,870
営	業	収	入		952,732
営	業	総	利 益		1,937,603
販	売	費	及 び 一 般 管 理 費		1,597,944
営	業	利	益		339,659
営	業	外	収 益		
受	取	利	息 及 び 配 当 金	6,542	
持	分	法	に よ る 投 資 利 益	2,649	
そ		の	他	3,654	12,846
営	業	外	費 用		
支	払	利	息	6,497	
社	債	利	息	2,774	
為	替	差	損	1,768	
そ		の	他	2,382	13,422
経	常	利	益		339,083
特	別	利	益		
固	定	資	産 売 却 益	1,299	
補	助	金	収 入	1,881	
そ		の	他	152	3,333
特	別	損	失		
固	定	資	産 廃 棄 損	8,667	
減	損	損	失	15,094	
そ		の	他	7,424	31,186
税	金	等	調 整 前 当 期 純 利 益		311,230
法	人	税、住	民 税 及 び 事 業 税	122,004	
法	人	税	等 調 整 額	1,177	123,182
少	数	株 主	損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		188,048
少	数	株 主	利 益		12,356
当	期	純	利 益		175,691

連結株主資本等変動計算書（平成25年3月1日から 平成26年2月28日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成25年3月1日残高	50,000	526,873	1,393,935	△7,142	1,963,666
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△58,315		△58,315
当期純利益			175,691		175,691
自己株式の取得				△133	△133
自己株式の処分		△23		167	143
米国子会社の米国会計基準適用に伴う増減			244		244
その他				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	△23	117,620	33	117,629
平成26年2月28日残高	50,000	526,850	1,511,555	△7,109	2,081,295

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
平成25年3月1日残高	7,416	△5	△79,914	△72,503	1,538	102,038	1,994,740
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△58,315
当期純利益							175,691
自己株式の取得							△133
自己株式の処分							143
米国子会社の米国会計基準適用に伴う増減							244
その他							△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	3,255	△1	83,699	86,953	406	21,827	109,187
連結会計年度中の変動額合計	3,255	△1	83,699	86,953	406	21,827	226,817
平成26年2月28日残高	10,672	△6	3,785	14,450	1,944	123,866	2,221,557

貸借対照表 (平成26年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	46,680	流 動 負 債	227,358
現 金 及 び 預 金	380	関 係 会 社 短 期 借 入 金	189,010
前 払 費 用	282	リ ー ス 債 務	2,011
繰 延 税 金 資 産	135	未 払 金	1,019
未 収 入 金	40,996	未 払 費 用	804
関 係 会 社 預 け 金	3,265	未 払 法 人 税 等	33,412
そ の 他	1,620	前 受 金	177
固 定 資 産	1,895,907	賞 与 引 当 金	242
有 形 固 定 資 産	5,389	役 員 賞 与 引 当 金	54
建 物 及 び 構 築 物	2,180	そ の 他	625
器 具 備 品 及 び 運 搬 具	160	固 定 負 債	280,365
土 地	2,712	社 債	269,987
建 設 仮 勘 定	336	関 係 会 社 長 期 借 入 金	14
無 形 固 定 資 産	8,203	繰 延 税 金 負 債	1,459
リ ー ス 資 産	8,197	リ ー ス 債 務	6,619
そ の 他	6	長 期 預 り 金	1,655
投 資 そ の 他 の 資 産	1,882,313	債 務 保 証 損 失 引 当 金	629
投 資 有 価 証 券	24,250	負 債 合 計	507,723
関 係 会 社 株 式	1,745,253	(純 資 産 の 部)	
前 払 年 金 費 用	583	株 主 資 本	1,429,008
長 期 差 入 保 証 金	2,192	資 本 金	50,000
関 係 会 社 長 期 預 け 金	110,000	資 本 剰 余 金	1,246,256
そ の 他	34	資 本 準 備 金	875,496
		そ の 他 資 本 剰 余 金	370,759
		利 益 剰 余 金	138,633
		そ の 他 利 益 剰 余 金	138,633
		繰 越 利 益 剰 余 金	138,633
		自 己 株 式	△5,881
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,298
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,298
		新 株 予 約 権	1,556
資 産 合 計	1,942,587	純 資 産 合 計	1,434,863
		負 債 純 資 産 合 計	1,942,587

損益計算書（平成25年3月1日から 平成26年2月28日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
営 業 収 益		
受 取 配 当 金 収 入	82,858	
経 営 管 理 料 収 入	4,072	
業 務 受 託 料 収 入	2,904	
そ の 他	110	89,946
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,696
営 業 利 益		81,250
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,524	
受 取 配 当 金	458	
そ の 他	137	2,119
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,178	
社 債 利 息	2,774	
社 債 発 行 費 償 却	299	
そ の 他	1	4,253
経 常 利 益		79,116
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,500	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	629	2,129
税 引 前 当 期 純 利 益		76,987
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△946	
法 人 税 等 調 整 額	△19	△965
当 期 純 利 益		77,953

株主資本等変動計算書（平成25年3月1日から 平成26年2月28日まで）

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
平 成 2 5 年 3 月 1 日 残 高	50,000	875,496	370,111	1,245,608	118,996	118,996	△7,099	1,407,506
誤謬の訂正による累積的影響額								
遡 及 処 理 後 当 期 首 残 高	50,000	875,496	370,111	1,245,608	118,996	118,996	△7,099	1,407,506
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△58,315	△58,315		△58,315
当 期 純 利 益					77,953	77,953		77,953
自 己 株 式 の 取 得							△133	△133
自 己 株 式 の 処 分			647	647			1,351	1,998
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事業年度中の変動額（純額）								
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	－	647	647	19,637	19,637	1,217	21,502
平 成 2 6 年 2 月 2 8 日 残 高	50,000	875,496	370,759	1,246,256	138,633	138,633	△5,881	1,429,008

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平 成 2 5 年 3 月 1 日 残 高	4,130	4,130	1,247	1,412,884
誤謬の訂正による累積的影響額	△357	△357		△357
遡 及 処 理 後 当 期 首 残 高	3,773	3,773	1,247	1,412,526
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△58,315
当 期 純 利 益				77,953
自 己 株 式 の 取 得				△133
自 己 株 式 の 処 分				1,998
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事業年度中の変動額（純額）	525	525	309	834
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	525	525	309	22,336
平 成 2 6 年 2 月 2 8 日 残 高	4,298	4,298	1,556	1,434,863

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書		平成26年 4 月10日	
株式会社セブン&アイ・ホールディングス			
取締役会 御 中			
有限責任 あずさ監査法人			
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋 本 正 己 ㊞	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 賢 二 ㊞	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 口 昌 邦 ㊞	
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成25年3月1日から平成26年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。			
連結計算書類に対する経営者の責任 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。			
監査人の責任 当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。 監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。			
監査意見 当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セブン&アイ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。			
強調事項 連結注記表の会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、有形固定資産の減価償却方法について、従来、在外連結子会社及び一部の国内連結子会社を除き定率法を採用していたが、当連結会計年度より、通信販売事業を除き、定額法に統一している。 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。			
利害関係 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。			
以 上			

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年4月10日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 橋 本 正 己 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田 中 賢 二 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 野 口 昌 邦 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成25年3月1日から平成26年2月28日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年3月1日から平成26年2月28日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、当社およびグループ各社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを監査の基本方針として監査計画を定め、内部統制システムの構築、法令遵守・リスク管理の推進体制を重点監査項目に設定し、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議ならびに代表取締役等との定期会合に出席し、取締役、執行役員、従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類を閲覧し、本社等において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている内部統制システム（会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制）の構築、運用状況について、取締役、執行役員、従業員等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の共有を図るとともに、監査計画に基づき子会社の本社、店舗、物流センター等を訪問して事業の実態を調査し、報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成26年4月14日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス 監査役会

常勤監査役	関	久	㊟
常勤監査役	野	村 秀 雄	㊟
社外監査役	鈴	木 洋 子	㊟
社外監査役	首	藤 恵	㊟
社外監査役	藤	沼 亜 起	㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、利益向上に見合った利益還元を行うことを基本方針としております。1株当たり配当金につきましては、目標連結配当性向35%を維持しつつ更なる向上を目指してまいります。内部留保金につきましては、明確な投資基準に基づいた積極的な既存事業への投資を行うとともに、新規事業への投資による事業再編も実施してまいります。

期末配当に関する事項

第9期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金35円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は30,942,324,525円となります。
これにより、中間配当金33円を含めました当期の年間配当金は、1株につき68円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成26年5月23日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役14名選任の件

本総会終結の時をもって現任取締役全員（16名）の任期が満了となります。
つきましては、取締役14名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日) ※所有する当社の株式数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	すず き とし ふみ 鈴 木 敏 文 (昭和7年12月1日) ※ 5,065,632株	昭和38年9月 株式会社イトーヨーカ堂入社 昭和46年9月 同社取締役 昭和48年11月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン専務取締役 昭和52年9月 株式会社イトーヨーカ堂常務取締役 昭和53年2月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン代表取締役社長 昭和58年4月 株式会社イトーヨーカ堂専務取締役 昭和60年5月 同社取締役副社長 平成4年10月 同社代表取締役社長 株式会社セブン-イレブン・ジャパン代表取締役会長（現任） 平成15年5月 株式会社イトーヨーカ堂代表取締役会長 同社最高経営責任者（CEO） 株式会社セブン-イレブン・ジャパン最高経営責任者（CEO） （現任） 平成17年9月 当社代表取締役会長（現任） 当社最高経営責任者（CEO）（現任） 平成18年3月 株式会社イトーヨーカ堂（新設会社）代表取締役会長（現任） 同社最高経営責任者（CEO）（現任） （重要な兼職の状況） *株式会社セブン-イレブン・ジャパン代表取締役会長 最高経営責任者（CEO） *株式会社イトーヨーカ堂代表取締役会長最高経営責任者（CEO） *7-Eleven, Inc. 代表取締役会長 *SEVEN-ELEVEN HAWAII, INC. 代表取締役会長
2	むら た のり とし 村 田 紀 敏 (昭和19年2月11日) ※ 42,840株	昭和46年10月 株式会社イトーヨーカ堂入社 平成2年5月 同社取締役 平成8年5月 同社常務取締役 平成15年5月 同社専務取締役 同社専務執行役員 平成17年9月 当社代表取締役社長（現任） 当社最高執行責任者（COO）（現任）

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
3	ごとう かつ ひろ 後 藤 克 弘 (昭和28年12月20日) ※ 14,640株	平成元年7月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社 平成14年5月 株式会社イトーヨーカ堂取締役 平成15年5月 同社執行役員 平成16年5月 同社常務取締役 同社常務執行役員 平成17年9月 当社取締役(現任) 当社最高管理責任者(CAO)(現任) 平成18年3月 株式会社イトーヨーカ堂(新設会社)常務取締役 同社常務執行役員 平成18年5月 同社取締役(現任) 当社常務執行役員(現任) 株式会社ミレニアムリテイリング取締役 平成21年8月 株式会社そごう・西武取締役(現任) 平成23年4月 当社システム企画部シニアオフィサー (重要な兼職の状況) *株式会社イトーヨーカ堂取締役 *株式会社そごう・西武取締役
4	こばやし つよし 小 林 強 (昭和32年8月12日) ※ 6,200株	平成16年2月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社 平成17年9月 当社執行役員(現任) 当社経営企画部シニアオフィサー(現任) 平成21年5月 当社取締役(現任) 当社海外企画部シニアオフィサー 平成24年5月 当社事業推進部シニアオフィサー 平成26年3月 当社オムニチャネル推進室長(現任)
5	いとう じゅん ろう 伊 藤 順 朗 (昭和33年6月14日) ※ 3,173,003株	平成2年8月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社 平成14年5月 同社取締役 平成15年5月 同社執行役員 平成19年1月 同社常務執行役員 平成21年5月 当社取締役(現任) 当社執行役員(現任) 当社事業推進部シニアオフィサー 平成23年4月 当社CSR統括部シニアオフィサー(現任)
6	たか はし くに お 高 橋 邦 夫 (昭和26年1月28日) ※ 7,100株	平成15年3月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社 平成17年9月 当社執行役員(現任) 当社財務部シニアオフィサー 平成19年3月 当社財務企画部シニアオフィサー(現任) 平成23年5月 当社取締役(現任) 当社最高財務責任者(CFO)(現任) (重要な兼職の状況) *株式会社セブン&アイ・アセットマネジメント代表取締役社長 *株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター代表取締役社長

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
7	しみず あき ひこ 清水 明彦 (昭和27年3月16日) ※ 6,120株	平成6年4月 株式会社イトーヨーカ堂入社 平成16年5月 同社執行役員 平成17年9月 当社経理部シニアオフィサー (現任) 平成18年1月 当社執行役員 (現任) 平成24年5月 当社取締役 (現任) 平成25年6月 株式会社セブン銀行社外取締役 (現任)
8	いさかりゅう いち 井阪 隆一 (昭和32年10月4日) ※ 15,012株	昭和55年3月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社 平成14年5月 同社取締役 平成15年5月 同社執行役員 平成18年5月 同社常務執行役員 平成21年5月 同社代表取締役社長 (現任) 同社最高執行責任者 (COO) (現任) 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) *株式会社セブン-イレブン・ジャパン代表取締役社長 最高執行責任者 (COO) *7-Eleven, Inc. 取締役
9	あん ざい たかし 安 齋 隆 (昭和16年1月17日) ※ 7,000株	昭和38年4月 日本銀行入行 平成6年12月 同行理事 平成10年11月 株式会社日本長期信用銀行代表取締役頭取 平成12年8月 株式会社イトーヨーカ堂顧問 平成13年4月 株式会社アイワイバンク銀行 (現株式会社セブン銀行) 代表取締役社長 平成17年9月 当社取締役 (現任) 平成22年6月 株式会社セブン銀行代表取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) *株式会社セブン銀行代表取締役会長
10	おお たか ぜん こう 大 高 善 興 (昭和15年3月1日) ※ 1,518,769株	昭和33年4月 株式会社紅丸商店 (現株式会社ヨークベニマル) 入社 昭和38年10月 株式会社ヨークベニマル常務取締役 昭和59年5月 同社専務取締役 平成6年5月 同社取締役副社長 平成12年5月 同社代表取締役社長 (現任) 平成15年5月 同社最高執行責任者 (COO) (現任) 平成17年9月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) *株式会社ヨークベニマル代表取締役社長最高執行責任者 (COO)

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
11	スコット・トレバー・デイヴィス (昭和35年12月26日) ※ 1,600株	平成2年4月 特殊法人日本労働研究機構専任研究員 平成5年4月 学習院大学経済学部経営学科講師 平成13年4月 麗澤大学国際経済学部国際経営学科教授 平成16年5月 株式会社イトーヨーカ堂社外取締役 平成17年9月 当社社外取締役(現任) 平成18年3月 株式会社イトーヨーカ堂(新設会社)社外取締役 平成18年4月 立教大学経営学部国際経営学科教授(現任) (重要な兼職の状況) *立教大学経営学部国際経営学科教授
12	つき お よし お 月 尾 嘉 男 (昭和17年4月26日) ※ 0株	昭和63年8月 名古屋大学工学部建築学科教授 平成元年4月 東京大学生産技術研究所第5部客員教授 平成3年4月 東京大学工学部産業機械工学科教授 平成11年4月 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 平成14年12月 総務省総務審議官 平成15年4月 株式会社月尾研究機構代表取締役(現任) 平成15年6月 東京大学名誉教授 (重要な兼職の状況) *株式会社月尾研究機構代表取締役
13	い とう くに お 伊 藤 邦 雄 (昭和26年12月13日) ※ 0株	平成4年4月 一橋大学商学部教授 平成14年8月 一橋大学大学院商学研究科長・商学部長 平成16年2月 一橋大学副学長・理事 平成17年6月 曙ブレーキ工業株式会社社外取締役(現任) 平成18年12月 一橋大学大学院商学研究科教授(現任) 平成19年6月 三菱商事株式会社社外取締役(現任) 平成20年4月 一橋大学大学院商学研究科MBAコース・ディレクター 一橋大学大学院商学研究科シニア・エグゼクティブ プログラム・ディレクター(現任) 平成21年6月 東京海上ホールディングス株式会社社外取締役(現任) 平成24年6月 住友化学株式会社社外取締役(現任) 平成25年6月 小林製薬株式会社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) *一橋大学大学院商学研究科教授
14	よね むら とし ろう 米 村 敏 朗 (昭和26年4月26日) ※ 0株	昭和49年4月 警察庁入庁 平成17年8月 警視庁副総監 平成20年8月 警視総監 平成23年6月 常和ホールディングス株式会社社外監査役 平成23年12月 内閣危機管理監 平成26年2月 内閣官房参与

- (注) 1. 月尾嘉男、伊藤邦雄および米村敏朗の各氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 安齋 隆氏は、株式会社セブン銀行の代表取締役会長を兼任し、同社は当社の営業の部類に属する取引を行っております。なお、他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. スコット・トレバー・デイヴィス、月尾嘉男、伊藤邦雄および米村敏朗の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であり、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者の要件を満たしております。また、各氏は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族等ではありません。
- 各氏を社外取締役候補者とした理由等は以下のとおりであります。
- ・スコット・トレバー・デイヴィス氏は、長年にわたり国際経営学の大学教授を務めるなど高度で国際的な専門知識を有し、その幅広く高度な経営についての知識等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年8ヶ月となります。
 - ・月尾嘉男氏は、長年にわたるメディア政策の専門家としての経験と知識を有しており、その幅広く高度な知識、経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ・伊藤邦雄氏は、長年にわたる大学教授としての会計学、経営学等の専門的な知識を有しており、他社における社外役員としての豊富な経験、適切な監督機能等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ・米村敏朗氏は、警視総監や内閣危機管理監等の要職を歴任された経験を有しており、その幅広く高度な経験、見識等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 社外取締役候補者の就任または再任が承認された場合、当社は各社外取締役候補者と責任限定契約を締結または継続する予定であり、当該責任限定契約の内容の概要は26頁に記載のとおりであります。
5. スコット・トレバー・デイヴィス氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
6. 当社は、月尾嘉男、伊藤邦雄および米村敏朗の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
7. 上記各候補者の略歴は、平成26年4月3日現在のものです。

第3号議案 監査役5名選任の件

本総会終結の時をもって現任監査役全員（5名）の任期が満了となります。
つきましては、監査役5名の選任をお願いするものであります。本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数	略歴、地位および重要な兼職の状況
1	のむら ひでお 野村 秀雄 (昭和29年6月18日) ※ 2,200株	平成18年4月 当社入社 当社財務部シニアオフィサー 平成19年3月 当社財務企画部シニアオフィサー 平成23年9月 当社監査室内部統制評価担当シニアオフィサー 平成24年5月 当社常勤監査役（現任） (重要な兼職の状況) *株式会社イトーヨーカ堂監査役 *株式会社ヨークベニマル監査役 *株式会社ヨークマート監査役
2	はや かわ ただ お 早川 忠雄 (昭和28年2月15日) ※ 6,800株	昭和61年10月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社 平成16年3月 株式会社セブンドリーム・ドットコム取締役 平成18年5月 同社執行役員 平成25年6月 当社監査室シニアオフィサー（現任）
3	すず き よう こ 鈴木 洋子 (昭和45年9月21日) ※ 0株	平成10年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 高城合同法律事務所（現小池・高城総合法律事務所）入所 平成14年11月 鈴木総合法律事務所入所・パートナー（現任） 平成15年5月 株式会社イトーヨーカ堂社外監査役 平成17年9月 当社社外監査役（現任） 平成18年3月 株式会社イトーヨーカ堂（新設会社）社外監査役（現任） (重要な兼職の状況) *弁護士

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数	略歴、地位および重要な兼職の状況
4	ふじ ぬま つぐ おき 藤 沼 亜 起 (昭和19年11月21日) ※ 1,600株	昭和44年4月 堀江・森田共同監査事務所入所 昭和45年6月 アーサーヤング公認会計士共同事務所入所 昭和56年1月 同所構成員（パートナー） 昭和61年5月 監査法人朝日新和会計社入社（社員） 平成3年5月 同監査法人代表社員 平成5年7月 太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）代表社員 平成12年5月 国際会計士連盟（I F A C）会長 平成16年7月 日本公認会計士協会会長 平成19年8月 株式会社東京証券取引所グループ取締役 平成19年10月 東京証券取引所自主規制法人理事 平成20年4月 中央大学大学院戦略経営研究科特任教授（現任） 平成20年6月 野村ホールディングス株式会社社外取締役（現任） 野村證券株式会社社外取締役（現任） 住友商事株式会社社外監査役（現任） 武田薬品工業株式会社社外監査役（現任） 平成20年7月 住友生命保険相互会社社外取締役（現任） 平成22年5月 当社社外監査役（現任） (重要な兼職の状況) * 公認会計士
5	ルディー かず こ 和 子 (本名：桐山 和子) (昭和23年10月10日) ※ 0株	昭和47年9月 シカゴ大会計監査室 昭和55年3月 タイム・インク タイムライフブック部門 ダイレクトマーケティング本部長 昭和58年12月 ウィトン・アクトン有限会社代表取締役（現任） 平成23年6月 日本ダイレクトマーケティング学会副会長（現任） 平成25年4月 立命館大学大学院経営管理研究科教授（現任） (重要な兼職の状況) * ウィトン・アクトン有限会社代表取締役 * 立命館大学大学院経営管理研究科教授

- (注) 1. 早川忠雄およびルディー和子の両氏は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 鈴木洋子、藤沼亜起およびルディー和子の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役候補者であり、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者の要件を満たしております。また、各氏は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族等ではありません。
- 各氏を社外監査役候補者とした理由等は以下のとおりであります。
- ・鈴木洋子氏は、弁護士として高い法的見識を有しており、法令遵守の観点から監査業務を適切に行っていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年8ヶ月となります。
 - ・藤沼亜起氏は、公認会計士として豊富な経験と専門知識を有しており、その経歴を通じて培われた見識等を活かして監査業務を適切に行っていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
 - ・ルディー和子氏は、マーケティング論の専門家として豊富な経験と知識を有しており、その経歴を通じて培われた見識等を活かして監査業務を適切に行っていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 藤沼亜起氏が社外取締役を務める野村證券株式会社は、公募増資案件にかかる法人関係情報に関する管理態勢に不備が認められた等として、平成24年8月、金融庁より業務改善命令を受けました。同氏は、日頃から同社取締役会において法令遵守や内部管理態勢の重要性を踏まえた発言を行っており、本件発生後も、上記業務改善命令に基づき提出した改善報告書の内容の確認と改善状況のモニタリングを実施するなど、再発防止に取り組んでおります。
5. 社外監査役候補者の就任または再任が承認された場合、当社は各社外監査役候補者と責任限定契約を締結または継続する予定であり、当該責任限定契約の内容の概要は26頁に記載のとおりであります。
6. 鈴木洋子および藤沼亜起の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
7. 当社は、ルディー和子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
8. 上記各候補者の略歴は、平成26年4月3日現在のものです。

第4号議案 当社執行役員ならびに当社子会社の取締役および執行役員に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社執行役員ならびに当社主要子会社の取締役および執行役員に対する報酬制度に関しては、既に退職慰労金制度を廃止し業績連動型報酬制度を導入いたしておりますが、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクを負うことで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、金銭の払込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限等

(1) 本株主総会決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

本株主総会決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権の数は、1,350個を上限とする。

(2) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本株主総会決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権については、金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という）は、当社普通株式100株とし、新株予約権の行使により交付される株式の総数は、135,000株を上限とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円として、これに対象株式数を乗じた金額とする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌年の2月末日より、当該割当日の翌日から30年を経過する日までとする。

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イに記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

⑥ 新株予約権の取得事由および条件

イ 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

ロ 当社は、新株予約権者が下記⑨に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

ハ 新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑦ 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定する。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする）による承認を要するものとする。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

上記⑥に準じて決定する。

リ 新株予約権の行使の条件

下記⑨に準じて決定する。

⑧ 端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑨ 新株予約権の行使の条件

イ 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

ロ 新株予約権者は、上記イの規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

ハ 新株予約権者は、上記イの規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

ニ 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

ホ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記への契約に定めるところによる。

ヘ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

⑩ その他新株予約権の細目等

上記①から⑨までの細目および①から⑨まで以外の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以 上

【電磁的方法による議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権をご行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、ご行使くださいようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までの間は取り扱いを休止します。）
※「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成26年5月21日（水曜日）午後5時30分まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら、ヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いする

こととなりますので、ご了承ください。

- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイト (<http://www.evotet.jp/>) へのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電 話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00）

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区二番町8番地8 当社本店 1階会議室
電話 03-6238-3000



主要交通機関

・JR中央線・総武線	四ツ谷駅（麹町口）から	徒歩	約4分
・東京メトロ丸ノ内線	四ツ谷駅（出口1 麹町方面）から	徒歩	約5分
・東京メトロ南北線	四ツ谷駅（出口3 四ツ谷口）から	徒歩	約5分
・東京メトロ有楽町線	麹町駅（出口5）から	徒歩	約4分

※ 当会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申し上げます。

※ 本会場が満席となった場合は第二会場をご案内させていただきますので、ご了承くださいますよう、お願い申し上げます。